

都市計画法第53条第1項許可申請の提出書類について

1. 練馬区に確認申請を提出する場合

確認申請書に許可申請書(正1部・副1部)を添付してください。なお、立面図・断面図の不要な確認申請であっても、立面図と2面以上の断面図を添付してください。

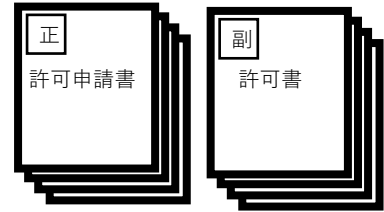
(イメージ図)

2. 指定確認検査機関に確認申請を提出する場合

許可申請書(正1部・副1部)にそれぞれ下記の書類を添付してください。

注意事項

- ・建築物が複数ある場合、平面図、立面図、断面図は各建築物に必要です。(駐輪場、車庫、倉庫等)
- ・増築の場合、既存建築物の平面図、立面図、断面図も必要です。
- ・**建物に附属する門や塀(フェンスなど)も審査の対象のため、配置図に記載してください。**
- ・都市計画法53条許可申請の申請に係るお問合せ先 建築調整係(直通 5984-1906)



提出書類	補足説明
許可申請書(正)/ 許可書(副)	正1部・副1部にそれぞれ下記の書類を添付
委任状	・代理人手続きの場合は必要 ・委任者(申請者)の印あるいは電話番号を記載
建築計画概要書 1～2面の写し	・建築主が複数名の場合は別紙も添付
案内図	・都市施設(都市計画道路・都市計画公園・都市高速鉄道等)、市街地開発事業(土地区画整理事業を施行すべき区域等)等の区域線の明示 ・用途境の明示
配置図	・門塀等:種類、構造、高さ、新設・既存の別、敷地内・外の明示 ・予想街路、用途境、都市施設、市街地開発事業等の区域線の明示
各階 平面図	・小屋裏物置(ロフト)および塔屋の面積の明示 ・小屋裏物置(ロフト)の可動はしごの位置の明示 ・小屋裏物置(ロフト)の開口部の面積の明示
立面図 4面以上	
断面図 2面以上	・切断方向は2方向(梁間方向1面と桁行方向1面等)以上 ・小屋裏物置(ロフト)あり※1…小屋裏物置部分が見える断面図 ・小屋裏物置(ロフト)なし…「小屋裏物置なし」を明示
その他参考となるべき 事項を記載した図書	・都市計画道路、都市計画緑地等の区域線がわかる計画線図(東京都あるいは練馬区発行のもの※2)の写し ・型式部材等製造者認証書の写し(国土交通大臣による型式適合認定を取得した建築物の小屋裏物置を計画する場合のみ) ・その他、審査に必要な図書
※1	練馬区ホームページで公開中の「練馬区建築基準法取扱い」における「小屋裏物置等の取扱いについて」を確認 のうえ、小屋裏物置(ロフト)を計画して下さい。 <URL> https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/kentiku-toriatukai.html
※2	<各区域線図の問合せ先> ・都市計画道路(1/500の区域図)…都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課(直通 5388-3213) ※補助236・237号線は練馬区交通企画課(直通5984-1328) ・都市計画公園・緑地…(都事業)都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課(直通 5388-3264) (区事業)練馬区 道路公園課 公園係(直通 5984-1365)

3. 例外的な取扱いとしての許可(建物に附属する門や塀を含む)に伴う手続き

土地区画整理事業を施行すべき区域内において、基準に該当しない建築物(4階以上、地下有り、RC造など)を申請する場合、**別途「建築計画の届け」**の提出が必要になります。詳しくは都市計画課にてご確認ください。
・都市計画課 都市計画担当係 (直通 5984-1534)